

新温泉町告示第69号

第101回（令和2年5月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年5月22日

新温泉町長 西 村 銀 三

1 期 日 令和2年5月27日 午後1時00分

2 場 所 新温泉町議会議事堂

3 付議事件

（1）令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について

（2）令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○開会日に応招した議員

池 田 宜 広君

河 越 忠 志君

浜 田 直 子君

太 田 昭 宏君

阪 本 晴 良君

中 村 茂君

中 井 次 郎君

小 林 俊 之君

平 澤 剛 太君

重 本 静 男君

森 田 善 幸君

竹 内 敬一郎君

岩 本 修 作君

宮 本 泰 男君

谷 口 功君

中 井 勝君

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第101回（臨時）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和2年5月27日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和2年5月27日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第44号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第5 議案第45号 令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第44号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第5 議案第45号 令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
-

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 平澤剛太君
3番 河越忠志君	4番 重本静男君
5番 浜田直子君	6番 森田善幸君
7番 太田昭宏君	8番 竹内敬一郎君
9番 阪本晴良君	10番 岩本修作君
11番 中村茂君	12番 宮本泰男君
13番 中井次郎君	14番 谷口功君
15番 小林俊之君	16番 中井勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	長谷阪治君
総務課長	井上弘君	町民安全課長	小谷豊君
健康福祉課長	中田剛志君	農林水産課長	西澤要君
上下水道課長	奥澤浩君	こども教育課長	松岡清和君
代表監査委員	川崎雅洋君		

議長挨拶

○議長（中井 勝君） 皆さん、こんにちは。

本日は午後の開会であります。第101回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

5月21日、兵庫県は緊急事態宣言対象区域から解除になりました。4月7日に指定されて以来、44日ぶりのことでもあります。休業要請や外出要請が緩和され、学校は6月1日から再開されることとなりました。ひょうごスタイルと名づけられました三密の回避など感染防止対策の推進は継続されますが、一つ山を越えたという感があります。

しかしながら、議会としても緊張感を緩めることなく感染拡大の第二波に備えるとともに、住民の健康と安全を確保し生活の支援を行うなど、住民福祉の向上のためにあらん限りの力を注がねばならないと自戒しているところであります。

さて、前回5月11日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策のため、臨時議会が開催されました。一月に2回の臨時会が招集されることは非常に異例のことです。また、3月定例会における一般会計補正予算第1次支援策といたしますと、4月27日の専決、5月11日の臨時議会と数え、本日の臨時議会は第4次の支援策を審議することとなります。

今臨時会の提出されている案件は、補正予算2件であります。議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますよう格別の御協力をお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆さん、こんにちは。

第101回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が全国的に解除されました。今日までの間、本町での感染者は確認されていませんが、対策本部を中心として国や県など近隣の市町の状況を踏まえながら第二波の襲来に備え、引き続き3つの密を避け、3つの自粛を行う新しい生活スタイルへ向けた取組を進めてまいりたいと考えております。感染予防対策につきましては、引き続き議員の皆さん、町民の皆さんの御協力をいただ

きたいと思います。

さて、本日は臨時会のお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中にもかかわらず全議員の御出席の下、本会議が開催できますこと、心より感謝とお礼を申し上げます。

本日は、5月11日に続いて今月2回目の臨時会をお願いすることになりました。御承知のとおり、この感染症は学校の休校、商店や事業所、観光面などあらゆる分野で影響を及ぼしております。今臨時会で予算の補正をお願いする案件は、夏期の学校給食提供を考慮し衛生管理等のため給食センターの改修を行うもの、また町民、事業者の皆さんの家計や経営負担を少しでも軽減するため、即効性の高い料金等の減免措置を行うもの、経営に苦しむ漁業者への支援、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設の改修への助成などいずれも町民目線に立った一刻も早い支援が必要であると考え、お願いするものであります。どうかよろしくをお願い申し上げます。

今期臨時会は、補正予算案2件の提案をさせていただいております。議員の皆様には慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

午後1時06分開会

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、第101回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

9番、阪本晴良君、10番、岩本修作君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中井 勝君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

会期等について、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

谷口委員長。

○議会運営委員会委員長（谷口 功君） 失礼します。議会運営委員会の報告を行います。

5月22日に議会運営委員会を開きました。第101回新温泉町議会臨時会の議事運営について協議をいたしました。

先ほど議長からありましたとおりであります。会期は本日1日のみ。

そして、要望書が1件出ております。通常、臨時会では扱わないものでありますが、本補正予算の内容に触れる浜坂漁協からの要望書であり、補正予算の審議と一緒に議論をしていただくということで、既に開催された総務産建常任委員会で議論、御協議をいただきました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 谷口委員長、ありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおりの会期で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

5月11日の議会臨時会以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職氏名は一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として総務産建常任委員会が5月25日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、5月25日午後1時30分から開催いたしました総務産建常任委員会の報告を行いたいと思います。

今回の委員会は、コロナ感染症対策に伴う補正予算を主に関係の農林水産課、総務課、企画課の所管事務調査を行ったところであります。

それでは、委員会資料の順で報告を申し上げます。

最初は総務課であります。報告は1件、協議事項は1件でありました。

○議長（中井 勝君） 簡潔をお願いします。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） 詳しく丁寧にまいりたいと思います。

報告事項は、新温泉町特定給付金給付事業の実施要綱の制定で、既に前の5月8日の委員会で内容説明を受けていたものであります。国の実施要領に基づき、このほど要綱をその整備を行った。令和2年5月1日に遡及して適用する、そんな内容であります。

具体的な中身ですが、給付対象者は基準日、本年の4月27日ですが本町の住民基本台帳に登録されている者で、受給権者はその者の属する世帯の世帯主。対象者数は1万

4,148人、5,672世帯であります。給付額は1人10万円でありました。受付また給付開始日及び申請の期限においては、オンライン申請開始後5月1日、給付開始日は5月14日、これはオンライン申請の対象ですが、それから申請書の発送を5月18日に行った。申請期限は3か月ですので、8月18日となります。

申請の状況の報告もありました。オンライン申請は5月1日から受付し、37件が支払い済み。給付金申請書は5月18日に全件発送したということ。給付は5月28日から随時振り込むことになる。28日は19日申請書到着分、主には持参分になるんですが、この89件の振込となる。5月22日現在では3,200件の申請があったということでありました。振込は6月9日のようであります。

主な意見がありました。通常では19日に各世帯に到着、すぐに返信して20日に役場到着が最短だが、20日到着分は28日に振込できないのか。月末を予定している家庭もある。町長は、早く申請すれば月末に振り込むと広報していた。現場とのすり合わせができてないように思える。災害対応の視点から見ても、あるまじき事例と思える。書類の字も小さく見にくい。コピーの添付も大変な手間を要する家庭もある。外国人研修員などの対応はちゃんとできているのか。そんな意見があったところでありました。

これに対して、既に3,200件の処理はできている。支払いに伴う基本は、金融機関の口座チェックに6日間、本日訂正して9日間だったんですが、また内部の支払い処理に5日間、これだけの期間を要することが基本としてありまして、金融機関を含めて努力しているということですが、3,200件を28日に振り込むことはできないという答弁でありました。

様式については、御意見のとおりであると。国が示したものでありますので御理解いただきたいということやら、外国人在留登録者については併せて発送しているという内容でありました。

町長から、町民の皆さんに振込遅延について謝罪したいとの答弁もあったところでありました。謝罪の方法は、広報紙、ケーブルテレビを活用したい。また、給付金決定通知がこの月末に出るわけですが、それに謝罪文を同封する。そういうことも考えてみたい、そういう内容でありました。

協議事項は、議案第44号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてです。

この補正予算について、概要で全体説明を受けました。主な考え方は、5月11日付緊急経済対策に引き続き令和2年度5月補正予算、追加緊急経済対策を編成して予算の規模は7,501万7,000円という補正をお願いしたい。これについて、基金残高については14億1,880万6,000円になる。そういうことでありました。

若干の質疑がありましたが、採決の結果、全員の賛成で承認いたしましたところでありました。詳しくは委員会資料及び補正予算書を御覧いただきたいと思っております。

次は農林水産課であります。協議事項は1件であります。同じく一般会計補正予算

(第4号)であります。

説明に当たり、町水産振興事業補助金交付要綱の特例に関する要綱及び町令和2年新型コロナウイルス対策漁業者支援事業補助金交付要綱についての内容説明がありました。水産振興事業補助金交付要綱の特例に関する要綱については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、浜坂漁業協同組合が実施するインドネシア労働者の船員寮の改良等整備工事を行うことによる補助を行うものであります。漁業実習生の健康を確保し、新温泉町の水産業の振興に資することを目的とするものであるということでありました。

令和2年6月1日から令和3年3月31日の間、補助率については同要綱、現行3分の1以内を2分の1以内として補助する。補助の規模は499万円であります。

次に、要綱の漁業者支援事業補助金交付要綱であります。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、需要が落ち込み漁獲価格の低下に伴う経済的な支援措置として販売手数料の一部を補助するものであります。漁業者が負担する販売手数料6.5%のうち1%を補助する、そういう内容であります。期間は4月1日から5月31日の間、補助の規模は326万4,000円となります。

若干の意見、質疑がありました。寮の部屋ですが、部屋の密接、密集は大丈夫か。僅か手数料1%の補助だが、今後の支援策はあるのか。生きたお金の使い方等についての意見が出されたところであります。答弁として、漁業者支援として理解いただきたい。今後とも状況を見ながら対応していきたい。今回、対象者ですが50名程度ということでありました。

採決の結果、全員の賛成で承認したところであります。詳しくは委員会資料及び補正予算書を御覧ください。

次に、関連する要望書の審査であります。要望書は令和2年5月11日付、議長に提出された浜坂漁業協同組合代表理事組合長、川越一男氏からの提出のものであります。内容は、外国人漁業実習生寮宿泊施設整備等への支援についてのお願いであります。

要望の趣旨は、平成18年、新温泉町が受入れ機関となり、8名の第1次インドネシア人漁業研修生を受け入れてから13年が経過しております。現在18隻に総勢44名の漁業実習生が乗り込み、地域漁業の存続と発展に貢献している。このたびの新型コロナウイルスの感染リスクを考えると、浜坂宿舎2か所に分離し各船一応1部屋の生活空間を確保することなど、集団感染を防ぐ手当てを講じておかなければ、万が一感染が全船に及べば地域漁業が壊滅的な打撃を受けることになる。そんな現状の中での要望であります。

内容として浜坂宿舎新設工事、旧の浜坂漁協の事務所2階を改造するという内容でありました。3人から4人の部屋を4部屋、また居間を造る、台所等でシャワーを整備する。こういう内容でありまして、事業費は998万円。この2分の1を補助する、そういう内容であります。

審査の結果であります。委員会としてこの要望は今回の補正予算に大きく関係する

要望でもあり、緊急性や重要性は理解できるものであることから、妥当という判断をしたところであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次は企画課であります。委員会の要請により、出席を求めました。

要請の内容は、新温泉町未来チケットの事業の説明を求めたところであります。

同事業の目的ですが、店舗の喫緊の資金確保の支援、コロナ終息後までの顧客のつなぎ止め支援、町内の地元消費、地元店舗支援ムードの盛り上げという目的の下で、町の事業の関わりとしては個別店舗では企画、印刷、PRの負担が大きくなる。ほかにこのチケットの発行支援を行う団体もない。そういうところから商工会と協議の結果、費用負担と事業スピードの観点から町で支援することとなった。事業の発案については、本年4月採用の温泉活用担当地域おこし協力隊員でありました。協力隊事業として、おんせん天国室が進めている。チケット作成経費は、企画課の温泉活用推進事業を充てているという内容でありました。

意見がありました。行政が関わって責任は事業者、閉店したら利用できず寄附扱い。こういう内容ではトラブルが想定される。この内容なら、商工観光課の仕事ではないのか。やり方がむちゃくちゃに思える。また、おんせん天国の事務分掌には温泉に関するのみであり、商工会関係、商工振興については全くない。事務分掌は担当部署の責任の所在を明確にしているものであり、逆に温泉に関わる本来の業務はどうなっているのか。そんな意見がありました。

また、店舗にはよい事業だが、町は支援する側であるべき。事業は商工会が行い、町はバックアップするような形が本来であると思える。本来の担当部署との連携協力が必要であり、単体ではなくプレミアム商品券などの活用も含めて一連の事業者支援として進めるべき。そういう意見があったところであります。

町長から、今回の事業は本来商工観光課の仕事になるものである。商工会に委託してもよかった。トラブル想定対応など、慎重に進めるべきであった。今回は説明不足、連携不足であり、お許し願いたい。課の連携を見直し、チームプレーができるようにしたい。こういう答弁があったところであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

以上、令和2年5月25日開催、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

ただいまの報告の中で、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 漁業の関係の就労者の研修者の宿舎をよくするというところで、これはこれで当たり前のことなんですけど、その組合長の要望書なるものが委員会資料の中には入ってないんですけど。これはどうされたんでしょうか。お読みになって、これはそのとおりだという話になったと思うんですけど。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） 委員会当日配付で、皆さん目にして審査したところでありますが、当日配付のやつというのはほかの、行ってないの。

てっきり皆さんには行ってると思ったんですが、行きてないようであります。必要であればお出しするようにしましょうか。僕が出すもんでもないと思うんです。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） これで質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が5月25日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。民生教育常任委員会の報告をいたします。

町会議規則第76条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

開催日時は令和2年5月25日開きました。今回の所管事務調査は4課であります。こども教育課、健康福祉課、上下水道課、町民安全課の4課でございました。事務調査内容は、各課とも協議事項のみでありました。

次に、各課の事務調査内容を順次報告します。

まず、こども教育課であります。協議事項は1件でありました。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の議案であります。これは3事業の補正予算の協議であります。事業ごとに内容等を説明いたします。

まず、1事業目は家庭学習モバイルルーター整備事業に係る補正予算の協議であります。これは事業目的は、新型コロナウイルス感染症拡大防止として今年度整備する児童生徒用タブレット端末を家庭でのオンライン学習に活用するため、インターネット環境支援が必要な家庭に対して町でモバイルルーターを購入し、貸出し等の支援を実施するものであります。事業の内容等は、モバイルルーター100台購入。それに伴う回線使用料、導入設定経費に係る事業であります。補正額は409万2,000円。そのうち小学校費は261万8,000円、中学校費は114万1,000円の補正額であります。この経費負担につきましては、一般財源、財政調整基金繰入金で行うものであります。

次に、2件目の事業でございます。学校給食費の減免措置を実施する事業であります。この事業目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、経済的な支援措置として小・中学

校の児童生徒の保護者が1学期の間負担する給食費を免除するという目的で行われるものであります。補正額につきましては1,618万1,000円であります。経費負担は、歳入財源振替対応、財政調整基金繰入金で行います。

3件目であります。学校給食センター施設衛生管理改修事業ということで、この目的は新型コロナウイルス感染症の影響により休校措置により夏休みの短縮等で夏期中の学校給食、これを安全な衛生環境で提供するため、厨房内の空調設備の増設等を実施するものであります。事業内容につきましては、厨房内の空調設備の増設と既設換気扇の移設、業務用冷蔵庫を購入する事業内容であります。経費関係は、地方債、合併特例事業債で行う。補正額については、725万円という事業内容であります。詳細はお手元の委員会資料を御清覧していただきたいと思ひます。

若干の質疑がありました。

まず、小・中学校家庭でWi-Fi環境調査のうち回収率が83%ということで、17%の未回収家庭について早急に調査し、きめ細かに対応すべきでないかという指摘に対しまして、答弁として環境調査を引き続き実施し、きめ細かな事業を実施するという答弁がありました。

審査の結果、3事業の補正予算については審査の結果全員了承しました。

次に、健康福祉課の所管であります。協議事項は、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についての審査であります。

内容といたしましては、新温泉町ひとり親家庭等特別給付金支給事業に関わる補正であります。事業内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ経済的な支援措置を行うものであり、ひとり親及び中・重度障がいの児童を持つ保護者に対する特別給付金を給付する事業であります。この経費負担は一般財源で、財政調整基金繰入金で行う。受給対象者は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者が対象になります。給付額は、対象児童1人につき2万円ということで、積算内訳は対象児童数が145人で2万円を掛けて行うものであります。金額的には290万円と事務費が1万9,000円かかるということで、291万9,000円であります。この事業内容につきましては、委員会資料を御清覧いただきたいと思ひます。

審査のときに若干の質疑がありました。生活保護家庭への所得になり、収入基準をオーバーして生活保護の対象外に、外されるんじゃないかという心配があるかどうかという質疑に対しまして確認した結果、所得にはならないとの答弁がありました。

審査の結果、全員了承しました。

次に、上下水道課の所管であります。協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

内容的には、水道事業基本料金の減免措置をする補正でございます。事業内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、経済的な支援措置として水道料金、水道使用料の基本料金4か月間免除する。また、それに係る料金システム改修事業

の補正予算であります。これ一般財源、財政調整基金繰入金で行うということ。補正額、免除額は5,250万2,000円で、委託料については165万円。これは料金システム改修事業を行う予算でございます。この事業内容につきましても、委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

審査の結果、全員了承しました。

最後に町民安全課の所管であります。協議事項は1件であります。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についての経費負担で環境衛生費で水道事業経営に補助金を出すという予算であります。補正額は5,250万2,000円であります。内容につきましては、委員会資料を御清覧ください。

審査の結果、全員了承しました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

ただいまの報告の中で、協議事項について質疑があればお願いいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで質疑を終わります。

宮本委員長、ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時44分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第4 議案第44号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第44号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、担当課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 概要説明を井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、令和2年度一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

このたびの補正は、本町として新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、5月

1 1日付緊急経済対策に引き続いて追加の経済対策等を行うために地方創生臨時交付金等を活用して編成するものです。すみません、予算書を1枚めくっていただいたところを御覧いただきたいと思います。総額で歳入歳出それぞれ7,501万7,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは説明の都合上、補正予算書と一緒に配付させていただいております新温泉町令和2年度5月補正予算追加緊急経済対策の概要、裏表で1枚物の資料でございます。そちらを御覧いただきたいと思います。

2の予算規模でございます。国県の補正予算に関連する事業といたしまして409万2,000円、それから町単独の関連事業で7,092万5,000円、合計7,501万7,000円の補正をお願いするものでございます。歳入減額相当額を除くと書いておりますが、裏面に給食費の減額分が1,618万1,000円計上いたしております。その分を除くということでございます。その分は財政調整基金繰入金で振り替えておりますけども、その給食費の免除分を含めると9,119万8,000円の予算規模となります。

3番目に、追加緊急経済対策の概要でございます。国県の補正予算に関連するもので、家庭学習モバイルルーターの整備事業で409万2,000円の予算を計上いたしております。事業目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止として今年度整備する児童生徒用タブレット端末を家庭でのオンライン学習に活用するために、インターネット環境支援が必要な家庭に対して町でモバイルルーターを購入し、貸出し等の支援を実施するものでございます。経費の負担につきましては、ルーターの購入設定費用について1台につき1万円の補助がございます。

それから、町単独の関連事業といたしまして7,092万5,000円の計上いたしております。1つ目に、新温泉町ひとり親家庭等特別給付金支給事業で291万9,000円でございます。事業目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、経済的な支援措置としてひとり親及び中・重度障がいの児童を持つ保護者に対する特別給付金を給付するものでございます。経費の負担につきましては、財政調整基金繰入金を充当いたしております。臨時交付金を一部財源振替もいたします。それから、受給対象者につきましては基準日、4月30日における児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者ということでございます。給付額が、対象児童1人につき2万円ということでございます。

裏を御覧ください。2つ目に学校給食費の減免措置で1,618万1,000円計上いたしております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、経済的な支援措置として小・中学校の児童生徒の保護者の学校給食費を1学期の間免除するというものでございます。経費負担につきましては歳入財源の振替対応ということで、学校給食の実費徴収金を減額いたしまして、その代わりに財政調整基金を計上しております。

それから、3番目に学校給食センター施設衛生管理改善事業で725万円でございます。

す。事業目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による休校措置により、夏休みの短縮等で夏期中の学校給食を安全な衛生環境で提供するため、厨房内空調設備増設等を実施するものでございます。経費の負担につきましては、合併特例事業債の活用と財政調整基金繰入金で対応いたします。

4番目に、水道使用料の基本料金の減免措置でございます。5,250万2,000円でございます。水道事業会計で予算計上をいたしております。一般会計から減免相当額を繰り出すというものでございます。事業目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、経済的な支援措置として水道使用料の基本料金を4か月間免除するというものでございます。経費につきましては、財政調整基金繰入金で充当する予定でございます。

それから、5番目に水産振興事業の拡充ということで499万円の補正をお願いするものでございます。事業目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止として浜坂漁協が実施する感染拡大予防のための施設整備費の一部を補助するというものでございます。経費負担につきましては財政調整基金繰入金を充当するというので、それにつきましては臨時交付金を一部財源振替をいたします。実施内容としましては、外国人漁業実習生の健康と安全を確保するために浜坂漁協が実施する宿泊施設の改良等の整備工事に対し、整備費の2分の1を補助するという内容でございます。

最後に、漁業者支援事業（漁獲水揚げ販売手数料補助）でございます326万4,000円でございます。事業目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、需要が落ち込み漁獲価格の低下に伴う経済的な支援措置として販売手数料の一部を補助するというものでございます。経費負担につきましては、財政調整基金を充てることといたしております。一部は臨時交付金で財源の振替をいたします。実施内容といたしましては、漁業者が負担する販売手数料6.5%ですけども、そのうち1%を補助するという内容でございます。

それでは、補正予算書に戻っていただきまして事項別明細書の4ページ、歳出を御覧いただきたいと思っております。それぞれ担当課長が御説明させていただきます。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 歳出4ページであります。3款2項2目児童措置費でございます。291万9,000円の増額をお願いするものであります。内容としましては町の単独の関連事業ということで、児童扶養手当と特別児童扶養手当の受給者に対して給付金を支払う新温泉町ひとり親家庭等特別給付金に関するものになっております。

11節役務費であります。案内文書と返信用の郵便代であります。18節負担金補助及び交付金であります。給付金としまして児童1人に対して2万円掛ける145人を計上しております。

○議長（中井 勝君） 次、小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 4款1項3目環境衛生費でございます。補正額として

5,250万2,000円を増額をお願いするものでございます。18節の負担金補助及び交付金でございます。内訳は、水道事業会計の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う水道基本料金4か月分の免除による減額分を、水道事業経営補助金として増額するものでございます。水道事業1に2,512万2,000円、水道事業2に2,738万円ということで、合計5,250万2,000円でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 引き続き4ページをお願いいたします。6款3項2目水産業振興費についてでございます。825万4,000円の増額をお願いするものでございます。18節の825万4,000円の増額の内容は補助金でございまして、水産振興事業499万円は浜坂漁業協同組合から要望のございました新型コロナウイルスの集団感染のリスク軽減を図るために行う外国人漁業実習生宿泊施設整備について、水産振興施設整備事業の補助率を拡充しまして、整備費用998万円の2分の1を補助しようとするものでございます。整備の内容は、外国人実習生44名が利用しています諸寄宿舍と浜坂宿舍のうち、過密状態にございます浜坂宿舍を2か所に分離しまして、諸寄宿舍と合わせて10部屋から14部屋に増設しようとする工事と、それから既設の浜坂宿舍の階段に屋根を設置しようとするものでございます。なお、部屋の増設につきましては、旧の浜坂漁業協同組合事務所建物の2階部分を利用することとしております。

漁業者支援事業326万4,000円についてでございますが、本年4月の漁獲量は987トンで、前年度比96.3%とほぼ前年並みでございましたが、漁獲高につきましては1億6,322万8,000円、前年度比54.4%と大きく減少しました。また、5月も同様の傾向にあることから、これら経営に影響を受けた漁業者等を支援するために漁業者が負担します4月、5月分の販売手数料6.5%のうち1%を補助しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 次に、松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 5ページをお願いいたします。10款2項小学校費、1目学校管理費につきまして261万8,000円の増額をお願いするものでございます。内容は、先ほどからありますとおりタブレット端末を家庭学習に活用するに当たりまして、Wi-Fi環境調査結果を基にインターネット環境支援が必要な家庭に対しまして、町でモバイルルーターを購入して貸出し等の支援を行うものでございます。11節役務費はモバイルルーター設定回線費用でございまして、17節備品購入費はモバイルルーター64台分の購入費用でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費につきまして147万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容は小学校費と同様でございます。モバイルルーター36台分に係る費用でございます。

小中合わせて100台ということになります。なお、先ほどからありますとおり委員会で御指摘いただきました未回収の17%の家庭につきましても、昨日まで調査をいた

しております。その中で、ほとんどがWi-Fi環境があるというような回答をいただいたところであります。実施段階で最終精査が必要だとは考えておりますけれども、予備的な台数も含めて現在提案している台数で対応が可能なのかなと考えているところでございます。

次に、5項2目学校給食費につきまして725万円の増額をお願いするものでございます。近年の夏季の著しい気温上昇や安全な職場環境を確保するため、また学校の夏期休業期間の短縮ということに伴いまして学校給食の提供に努めていきたいということの中で、今回給食センター内の環境整備に係る費用を計上しているものであります。14節工事請負費は、調理場内に3基のエアコンを設置する工事費と洗浄室内換気扇の移設工事費ということになります。12節はその設計監理業務委託料、17節備品購入費は食品保管冷蔵庫1台の購入費用となっております。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 次に、1枚戻っていただきまして事項別明細書の3ページの歳入を御覧いただきたいと思っております。

16款2項1目1節総務管理費補助金9,703万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。交付限度額が1億1,138万9,000円ございまして、この中から補正2号、3号で充当いたしました1,435万2,000円を除いた残額を計上いたしております。

6目教育費国庫補助金は家庭学習用モバイルルーター整備に係るもので、1節小学校費補助金で33万円、2節中学校費補助金で33万円、合計66万円でございます。

20款2項1節財政調整基金繰入金1,329万9,000円の減は、財政調整基金繰入金で補正3号で計上しておりました財政調整基金繰入金を地方創生臨時交付金に財源振替をさせていただくことで減額となります。なお、この補正後の財政調整基金の年度末残高見込額は14億1,882万6,000円となります。

22款6項1節実費徴収金1,618万1,000円の減額は、学校給食実費徴収金で、小学校、中学校の1学期分の給食費免除に伴うものでございます。

23款1項3節保健体育債680万円は、給食センター整備事業で空調整備等整備工事に伴うものでございます。

次に、表紙から3枚めくっていただきまして3ページを御覧ください。地方債補正で、1、地方債の変更は夏期中の学校給食を安全な衛生環境で提供するため、厨房内空調設備の増設や業務用冷蔵庫購入費用等に充当するものでございます。これによりまして合併特例債の補正後の限度額を4,190万円として、680万円の増額をお願いするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前と同じでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は歳出歳入、総括全て一括でお願いいたします。どう

ぞ。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 総括でお聞きしたいんですけど、この産建のほうに出ておりました飲食料金のいわゆる未来チケット、これもコロナ対策ということですから全体の中でちょっと答えていただきたいんですけども、これは町の負担はないということですか。いわゆる町が持ち出しはしない、そういうことなんですか。ちょっとその点だけ聞かせていただきたいと思います。

それから、これもコロナ対策で、私は今日いろんな数字が示されると思っと思ったんです。いわゆる今までの一番最初の第1次の補償なりそれなり、町独自の。商工業者事業支援給付金交付事業、こういうもんに対しての今担当課長も出ておりませんので聞いても答えられるかどうか分らんのですけども、これは一体どこまで行ってんのか。そういうこともきちっと説明があってしかるべきだと思うんですけど、どんな状況なのか。その2点、ちょっと答えれたら教えてください。

○議長（中井 勝君） 補正には全く関係ないですけども、答えられる範囲で回答をお願いします。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 申し訳ございません。今御質問いただいた部分の状況を把握いたしておりません。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 2点のうちの最初の未来チケットの関係でございますが、所管はおんせん天国室の協力隊の中の予算で、チケットの印刷代をその予算の中で執行しております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 商工会経由で補助を1事業所当たり10万円をお願いしとるという案件であります。申請対象が554件のうち、22日現在で204件の申込みがありました。想定より少ないということで、引き続き商工観光課並びに商工会を通して商工業者の、ちょっとよそより少ないということで改めて申請を促してもらうためにただいま準備をいたしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 質疑をお願いします。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 事項別明細書4ページの農林水産業費の中での負担金補助及び交付金のところで、水産振興事業の中で施設の改修等について半額の補助ということで説明されたと認識しています。委員会のほうで見積書等を配付されておったと思うんですけども、この工事について実質的に町が全く関わらなくて補助団体が任意で、また見積書も事業者名も明確に出てるわけですけども、随契されるのか。その辺りについて確認をさせてください。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） ただいまの御質問の設計等につきましては、浜坂漁協のほうでそこから事業者に依頼されたものでございまして、町はその内容には関わってございません。

また、この見積書のとおり事業は実施されるものと考えております。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 国庫補助等についても本町が実施する場合にいろいろと制限があったり、例えば教育補助であれば面積に対してどうだとかいうことをするわけですね。そういったことの中で公費で半分の補助ということになると、比較的大きな補助じゃないかと感じてくるわけですが、全く関与しないということになると見積り内容がどうだとかいうことについても全く分からないという実情になってしまう。今回のことについてどうこうということではないですけども、一般論として公費で賄う限りはその信憑性等を確認するというの是一般住民から考えたら当然のことではないかなと感じますので、そういったことについて今後意識されることが必要ではないかということで、意見として申し上げておきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 貴重な御意見ありがとうございました。補助申請があった場合に添付される見積書の中身については、今後精査するように努めてまいりたいと思えます。

また、今回の2分の1に補助を拡充した部分についてでございますが、従来3分の1という要綱の中で漁協が3分の1、町が3分の1で残りの3分の1の部分につきましては船主が負担するという内容になっておりました。今回は船主の負担を軽減させるという意味から2分の1に拡充しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） 4ページの同じく6の農林水産業費、18節の漁業者支援事業についてお尋ねいたします。販売手数料の1%の補助ということなんですけど、今説明をお聞きしたら4月、5月分の1%ということだったんですけど、これからも漁業者の方はやはり大変なのが続くと思うんで、これからの支援というのは考えておられないんですか。

また、なぜ1%。ちょっと分からないですけど、1%ではちょっと少ないような気がしますけど、そこら辺を教えていただきたいです。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 最初の4月、5月分が対象になぜなっているのかという点についてでございます。4月、5月につきましては、底引きの漁業が主なウエートを占めてございまして、6月以降は沿岸等に切り替わってまいります。漁獲量のほうもそ

これからぐんと下がってくる状況にございまして、今後の動きがどうかということも見極めが必要なところがございまして、そういう状況を見ながらまた今後は対応してまいりたいと思いますが、現在のところ大きな漁獲ウェートを占めている月で大きく減少しているという月を対象にしているところでございます。

また、1%についてのその根拠でございますが、1%についての明確な根拠というのはございません。少しでも漁業者を支援するという意味合いで1%ということにしております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） それでもとてもありがたい補助ですので、引き続き前向きに検討していただきたいですし、これからも支援をお願いしたいと思います。

そして先ほども出ていましたけど、このように交付金、本当に皆さんにとってありがたいというか喜ばれています。早速25日にも出たといって大変喜んでおられる方もいらっしゃいましたし、ちょっと総括的になりますけど、町内の多くの商店街やいろいろな方が本当に大変な様子、買物して本当に感じたんですけど、まさしく本当に国難のときというのを本当に感じました。このような状況で、臨時会を2回も開いてくださっていろいろな給付金をこのようにしてくださったのはありがたいんですが、それに伴って少し、あまり厳しいことを言いますと本当に苦しい方たち、必要な方たちに届かないケースがちょくちょく見受けられますし、私もお聞きします。そういった方たちにも柔軟に対応していただけるよう、本当にせっかくのありがたい給付金でございます。一人でも多くの方がこの町に住んでよかったと思えるように、柔軟に対応していただくようお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 浜田議員、質問の内容が抽象過ぎてね、ここにこうすべきだと言ったらよく分かるんですけど、何か答えが見つかりませんよ。けど、回答をお願いします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 御質問の趣旨は町全体、比較的中小零細が大半であります。見落とすことなく、本当に小さい業者、本当に家族でやって頑張っている方もたくさんいると思います。そういった方が町の支援策、国の支援策がきっちり届くように目配りをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） すみません。ありがとうございます。

それに加えて、具体的にということでしたら新温泉町特別定額給付金におきましてもいろいろな御意見、難しいケースが出ているようですので柔軟に対応していただき、町長等が認めた場合はなるべく出していただくとか、そのような対応を求めます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 町長特認はするなといういろんなこれまでから厳しい御指摘も

受けておりますけど、やはり業者の実態というのをきっちりと受け止めて、商工会やそれから町の窓口でもできるだけ柔軟な対応といいますか、実態を考えた上で対応できるようにしていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） まず、4ページの民生費の新温泉町ひとり親家庭等特別給付金で1人当たり2万円ということなんですが、この2万円になった理由をお聞かせ願いたいということと、あとひとり親だけれど所得制限の関係で受給できないという方がいらっしゃるのか。おられたら何人ぐらい、ちょっと人数等分かればお願いします。

それから、5ページの学校管理費、小学校と中学校の役務費、通信運搬費と手数料、モバイルルーターに関することなんですが、この手数料というのは接続料だと思うんですが、何か月間という想定で算定されているのかお尋ねします。

それから、これ分かればですが、国庫補助ではルーター1台につき1万円の補助が出とるわけですが、この1万円の積算根拠、国の基準の積算根拠が分かればお願いします。

それから、あと給食センターの工事のことなんですが、もともと休校がかなり長引いておまして6月から再開ということなんですが、4月、5月の段階で大体夏休みを短縮せざるを得ないということは当然予想されているわけで、もう少し給食センターの工事を早くすれば学校が再開してからの工事にならずに済んだのではないかと思いますので、その辺りどうだったのか、状況がどうだったのか。

それから、給食センターのその工事の期間ですが、おおむね何日間ぐらいか。給食が提供できなくなるのは何日間ぐらいかお尋ねします。以上です。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） ひとり親家庭等特別給付金の関係でありますけども、2万円にした理由ということで、県内で大体14市町ぐらいがこの制度を単独でやっているように調べたところ出ておりました。その中で、近隣も含めて但馬の中も含めてですけども2万円ぐらいが妥当かなということで、それを参考にさせていただいてその金額を出しております。

所得制限の関係でありますけど、児童扶養手当の関係が30人、特別児童扶養手当の関係が4人ということで児童数ですけどもなっております、そういう児童に関しても今回は支給停止となる資格者を含むということにさせていただいております、普通でしたら前年所得で判定するんですけども、休業等の関係でなかなかどれぐらい所得が落ち込んだというのが把握できない部分もあってということで、もう全ての支給停止の児童についても支給するというふうに考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） まず、1点目の通信手数料の見込みの月数は8か月を見込んでおるところであります。

それから、2点目のルーターの補助の考え方ということで、これは委員会資料に載せております。令和元年度の就学援助費受給世帯の児童生徒数、これが一応補助の基準になりますということで、小学校、中学校とも33名ずつということで、それぞれ33万円ということが歳費の中で計上されてるところであります。

それから、給食センターの関係であります。今回このようなケースは初めてのケースということもありまして、本当に給食が夏休み提供できるのか。そういった部分であるとか、本当に工事が可能なのかという検討をしてみました。そういった中で、一日でも多く給食を提供できるように何とかそういった職場の衛生環境にも配慮する中で工事を進めていけるのかどうかという検討をする中で今回の提案になったということにつきましては、御理解をお願いをしたいと考えておるところであります。

最終的に工事業者が決定した時点で、工事期間はどうなるのかということはあるわけですが、現状では当然今回補正予算をお認めいただいて、6月中に工事の計画までたどり着いて、7月に工事というような工程になろうかなと考えております。そういった中で一日でも多く提供できるようにということで、連休等を利用しながら、夜間の工事でもできれば協力をお願いする中で給食を提供できる日数を一日でも確保したいと考えております。最終的にはその業者との協議ということになりますし、提供できない日数につきましてはまた学校と協議する中で、弁当であるとか午前中の授業になろうかと思いますが、調整をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ひとり親家庭の件ですが、近隣の市町を参考にとということなんですが、前回の臨時議会でも同僚議員が質疑されましたが、そうじゃなしに我が町がトップを走るんだという気持ちでいろんな施策に当たってほしいと思います。ほかの様子を見ながら検討するのではなしに、単独でトップを切ってやるというような意気込みを持っていただきたいと思います。

それから、接続料について8か月間ということでしたら、それは当然令和2年度ということですので、それを遡れば8月にはそうするとそのタブレットも購入できてルーターもつけれるというような状態になるんでしょうか、その辺りは計画はいかがですか。

それと、これは家庭で当然そのタブレットを持ち込んでの学習ということが前提なんですけど、ちょっと私も民生教育の傍聴をしておりますオンライン学習かオンライン授業か、その辺りの議論があったと思うんですが、当面はオンライン学習であってオンライン授業ではないというような答弁でした。しかしながら、今後第二波、第三波また臨時休校になる可能性が今年度もあるし、来年度以降もあるかもしれません。そういった中で、今後オンライン授業の実施に向けても町教委としては取り組んでいかなければならないと思うんですが、その辺りの目標とかそういった整備についていつ頃までに整えたいというようなものがあればお示し願いたいと思います。

それから、あとこのタブレットについては、例えば不登校の生徒の方とかの学習の手

段としても使えるのではないかと思います、その辺りの教委のお考えをお示してください。

それから、給食センターの件です。給食センターの工事日数があって、給食が提供できない日数があるということなのですが、委員会資料を見ますと1学期間で小学校が68日、中学校が67日という形で給食費の計算をして、その分を減免するという事なのですが、これは工事をする日を引いて積算したものなのか、ただ単にそこは考えずに、全体の日数をその夏休みの期間を除いた分で計算されたのか、その辺をお答えください。以上です。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） ひとり親家庭の関係でありますけども、近隣の市町を参考にせずにトップを切ったという貴重な御意見です。県内見たらしてないところもあったりという中で、子育てがしやすいまちづくりの一つとしてまた考えていかないといけないと思いますし、ひとり親については貧困率が高いというデータも出ております。そこから辺も踏まえて、今後検討していきたいと考えます。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） オンライン学習の件でまずお答えしたいと思います。今、非常にオンライン学習ということで推奨もされてます。本町としてもそのことにつきましては推奨していきたいと思っておりますが、学習に関しては例えば子供が持ち帰って調べ学習をすればいろいろな学習に用いることはできると思うんですけども、授業ということになりますと教師と本当にその時間をみんなで共有して、対面しながらすることは非常に難しい課題も多くあると思っておりますので、学習についてのことにつきましてやっぱりいろんな利点もあります。だからそういったことは推奨しながら、授業につきましてはちょっと調査なりいろいろ、親御さんによったら今回の調査でもあったんですけども、やっぱり親御さんは自分がいるところでの機器の利用というか、そういったことも多くの方が望んでもおられますし、そういったことで問題点もありますので、その辺りは慎重にしていきたいなと考えております。学習については進めていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） まず、8か月の関係であります。現在、タブレット端末につきましては前回の臨時会の中で県の共同購入ということでお世話になるという御説明を申し上げまして、現在県のほうで業者の決定という事務的な作業を進めております。それが6月中旬に決定するという事で聞いておるところであります。そういった中で、最短で8月からは対応はできるようにという予算措置をしておく必要があるということで、今回8か月間の予算を計上しているところであります。

それから、不登校の関係がございました。当然そういった方へも利用ができるようにということになるわけですけども、これはもう少し考えをまとめていく必要があるのか

など考えております。

それから、給食センターの日数の話がありました。今回、補正の歳入の減というものにつきましては、当初予算で今年の1学期の給食費をどれだけ見込んでいたのかということの中で減額をさせていただいております。当然4月から7月20日頃までの給食費が予算化されてますから、それを減額している。

実質の支援がどうなるのかということにつきましては、4月については4日間、5月は給食がなかった。6月1日から給食が再開になるということで、8月31日までを免除の対象に考えておるところであります。そういった中で、盆の1週間は給食がないというようなことが最大の支援ということになろうかなと思っております。そうすると、約60日ぐらいになるのかなと考えます。それから、先ほど言った工事期間であったりとか、生徒児童の状況によっては午前中の授業であったりとかということもあろうかなと考えます。そういった中で、最大60日程度ぐらいの支援になるのかなと。1食当たり240円、それから中学260円ということですので、平均して250円とするならば1万5,000円の支援ということになろうかなと考えておるところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 4ページの水産業振興費のことでお伺いします。漁業者支援事業についてなんですけれども、先ほどちょっと説明ありましたが、対象が4月から5月にかけての交付対象経費ということになっております。船員寮の改修については、漁協から要望書が出てきたということで分かるんですけれども、この漁業者支援の事業に至った経緯を確認させてください。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 漁業者支援事業を創設した経緯でございますが、漁業者から直接魚価が下がった、大変だという実態があるという声が寄せられました。そういうことを契機にして、今回漁業者の支援事業というものを計上させていただいているところでございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） その中で4月、5月確かにこのコロナ以降、浜値下がっているのは確かです。底引きに関しては5月末で終わるので、そこで一段落するのかと考えられてこういう区切りでつくられたかと思うんですけれども、沖合底引き網漁が本町の漁業の中で大きな割合を占めるのはそのとおりなんですけど、ではそれ以外の漁業者はいないのか。それ以外の漁業者は影響が出ないのか。そういったことはお考えではないんでしょうか。5月で打切りということは、今後浜値そこから上がると思ってるんですか。状況は続くと思うんですけれども、それ以外の漁業者についてはどのようにお考えですか。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 現在のところ、その魚価の推移を見ながら支援策というものを考えているところでございます。6月以降の魚価についてどうかというところは、状況を見極めながらまた考えてまいりたいと思います。決して底引きだけを対象にするというものではございません。今回の対象になっている漁業者につきましては、約50くらいあるとお聞きしております。底引きはそのうち15ほどでございますので、それ以外の方についても今回の事業の対象にはなっているところでございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 先ほど町長、同僚議員の質問に対する答弁で中小企業も大変だということで御答弁いただいたと思います。底引き以外の漁業者というのは、この漁業の中で言ったら中小企業。本当にちっちゃい規模でやっておられる漁師さん。その部分で金額の多寡ではなく影響を受けるのは同じですので、きちっと今後も状況を見ながら、これ本当に4月から5月のところを今現在後追いで急々でつくってる部分ですから、本当の漁業者さんの状況を調査して対応を続けていっていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 実は先日、ワカメといいますか、三尾の業者の方々にもお話を聞いてまいりました。非常に困っている。また、なかなか漁が今年は10分の1でうまく捕れないという現実も聞いておりますし、居組のほうにも船主の方々にもちょっとお会いしていろんな状況を聞いております。平澤議員のおっしゃるとおり零細事業者がたくさんいらっしゃいますので、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか、あと。じゃちょっと休憩させてください。

暫時休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時44分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じ再開します。

先ほどの答弁漏れがあるみたいです。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 失礼します。先ほど中井次郎議員から御質問がありました商工会経由、1事業所当たり10万円を支援するという5月25日現在の報告がありました。先ほど22日現在204件と申しましたが、昨日5月25日現在では244件の申請がありました。なお、申請に伴う相談案件も129件と金融支援も含めていろいろな事業者から相談があったということでもあります。554件中244件で、割合で44%であります。以上です。

○議長（中井 勝君） 質疑をお願いします。

9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 今の教育費の関係のルーターの購入費なんですけれども、中学校は多分1年生から使えると思うんですけども、小学校も1年生からの分で予定をされておられるのか。

それともう一つ、先ほど教育長が報告されましたように6月から通常の授業に入るといことなんですけれども、ルーターというもんは多分家から使うために家庭の中で使用するのためにするもんじゃないかなと思うんですけども、その家庭学習にそのものがどういう教育というんですか、学習をするためにそうなるのか。今回もう8月頃の設置という予定だそうなんですけれども、その頃には多分もう学校が始まってずっと授業がある。学校から使うということであればタブレット、それはその授業の中でやるんでしょうけども、家庭からタブレットを使うというイメージがちょっと湧きませんですけど、どういう形で予定をされておられるのか。

それと、このルーターなりタブレットを整備するんですけども、この辺の例規の規定は必要ないものなのかどうか。その辺のともお伺いしてみたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） ルーターについては家庭で使用するために購入するんですけども、家庭学習の中で例えば家に持ち帰って調べ学習をすることにも使えます。予習とか復習とかドリルとか使うことも可能だと思っていますというか、そういうことが可能になります。

学校の中でタブレットを1人1台今度全員に渡すわけなんですけれども、学校の中でもその場で先生が出した課題について調べ学習がその場でできて、グループの中でそれをお互いに意見交換をすることといったことにも活用ができると考えています。

今後6月から再開するわけなんですけれども、今後どういったことが起こるか分からないので、家庭での活用についても考えているところです。今後の対応について、今6月に再開しますが、今後どういった形でコロナのことも起こってくるかも分かりませんので、考えていっているところです。

○議長（中井 勝君） 教育長、どんな教育に使うかという質問ですよ。可能になるとか、今後考えるとかっていう話は答弁じゃないですよ。こういう学習に使うというふうにしたほうがいいんじゃないですか。

○教育長（西村 松代君） 例えばドリル、今までだったら紙ベースでやるドリルなんかがあるんですけど、家へ持ち帰って、そのことをプリントで教師が配ったものを家で予習なりするということにも使えますし、ルーターを配ることによって例えばコミュニケーションを取るツールとして使える。子供たちが今回のような長い期間の休みになれば、ホームルームをしたりとかそういったことにも使えます。子供たちと顔を合わせる、そういったことに使えますし、今現在も各学校でいろいろ工夫して学習につながるようなことを動画として流してもらっています。教師が登場して、平仮名の書き方はこうだよ

とか今度出てくる漢字はこんな漢字がありますよというようなことで、子供たちとのコミュニケーションにも使えると考えています。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） ルーターのWi-Fi環境調査ということの中で、環境調査を実施したということで御説明を申し上げました。そういった中で、学校別それからその地域別ということでは集計をしているところであります。当然兄弟がいる家庭については1世帯ということで調査をしております。1年生からの適用ということになろうかと思えます。そういった中で、委員会の中でもありましたけれども、やはり不慣れな保護者の方もおられるということもある中で、そういったどういうふうに使っていくかということにつきましては、状況を把握しながら対応していく必要があると考えております。

それから、当然タブレット端末のときにも御意見をいただきました。町の備品を貸し出すこと、またその使用をどうするかということにつきましてはこのモバイルルーターも同じでして、当然そういった指針であるとか規定が必要だと考えております。今後整備をしていきたいという考えでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 思いますのに、やっぱり大体このレベルまで学習といいますか学力を上げるためにはそれぞれ先生方も教師の方々もこういう使い方、こうだという一つの基準みたいなものがなければ、宿題が多い先生、少ない先生っていうのができてくるんじゃないかと思えます。タブレットを持って帰る場合、家から予習復習は全部タブレットの中に先にその問題を入れ込んでいて持って帰るのか。それとも今のルーターでやり取りしながら、帰ってから宿題をさせるという意味なのか。その辺のところの使い方はどういう使い方を想定されておられるのか。やっぱりきちっと枠を決めてあげるとかここまではこうしてくださいというやり方をせんと、何かやっぱり確かに先生の能力には差があるのは分かるわけですけども、ある程度の基準なり方向性なりというのを教育委員会が示して、その中でこういう使い方、あんまり過度に使ってもらって、ようけ使ってもらうのはええと思うんですけども、それこそこれまでそういう触ったこともない人はやっぱり出かけていってでも、何か初めの入り口だけは教えてあげるといふうな、小学校の1年生の人に家から予習復習を親が見とらずにできるかいったら、なかなか難しいと思えます。親が操作してやらなったら、親だけでもせめて分からない家庭にはきちっと教えてあげるといふ手だてが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 議員のおっしゃるように、このオンラインで学習が進むということでやはり格差ということが非常に心配されることがあります。先進的にやっているとところなんかでも、やっぱりその辺の課題が多く出てきております。今後教科書なんか

にもQRコードとかが掲載されておりますので、今後そういったことを使っていくということは可能だと。可能というか使う必要も出てくるとは思うんですけども、教師の中にもやっぱり得意不得意ということもあります。教師の研修も積んでいかなければなかなか使いこなせない部分もありますし、今回動画配信をした教師の中にも困ったときにすぐ自分で対応できないということが、配信しながら困ったというようなことも聞いておりますので、そういったことをしっかり研修もし、どういった形で今後使用していくのかということについては、町教育委員会として方針をきちんと出してやっていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 使い方の部分で一生懸命使ってもらおうということはそれはそれでいいと思うんですけども、一方で教育長もよく言われますふるさと教育の部分がありますね。ふるさと教育というのは、やっぱり地元で外に出て遊ぶというのが基本じゃないかなという。家の中でタブレット、テレビゲームばかりしとって一生懸命頑張ってもらおうというのも教育のうちだろうとは思いますが、やっぱりふるさとに帰ってくるということを教育するということについては、あんまりタブレットばかり、テレビゲームばかりということではどこの世界においても一緒だということになって、なかなか地元の愛着がという部分に欠けてくるんじゃないかなって僕は思うんです。その部分との兼ね合いを、やっぱり外に出て友達と遊ぶということがふるさと教育の原点じゃないかなと私は思うんです。だから一生懸命タブレットで勉強して頑張って大学に行って偉い人になって、結局は地元に戻ってこなんたら結局何ぼでもここは過疎化が進んでしまって、持続可能な社会という部分が築けないということになりますので、そこら辺の兼ね合いも含めながら上手にこのタブレット、ルーターを使っていたきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） ふるさと教育につきましては、本当に自分の足で歩いて自分の目で見て聞いて確かめてという学習に勝るものはないと思っております。議員のおっしゃったように、やはり子供たちがふるさとに帰ってきてくれるそういった教育をしっかりと継続していかなければならないと思っております。

このタブレットを活用してというこの学習につきましては、本当に危機に陥ったときとかそういったこと、それから今後やはりデジタル教科書になっていったりするということも見通した中でのことですので、やはりきちんとそういったどのように活用していくのかということとはしっかりと検討してやっていかないといけないという思いを今持っております。ふるさと教育については、しっかりと議員のおっしゃるように進めていかないといけないと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） まず、4 ページの水産振興事業の件と、漁業者支援事業についての質問をしたいと思います。

同僚議員もるる質問されておったようですが、まず外国人実習生の宿舎の整備事業についてですが、今現在44名と聞いたんですがその確認と、宿舎が2か所あると思うんですけど、私の知っとるんでは2か所。それ以上あるかどうか。

それでそのうち浜坂地域の宿舎の整備だけのようにこの資料から見たらそう見えるんですけど、先ほどの課長の説明では何か2か所も整備するようなことに伺ったんですけどその確認と、諸寄地区にも宿舎ありますんで、その環境状況はこれはどうですか。そちらからの整備の要望とかはなかったかどうか。

まずその点について、宿舎の件ではその点の確認したいと思いますし、次に漁業支援事業についてですが、これ水揚げの販売手数料の4月、5月の2か月分の1%を補助するということですが、この金額326万円。これは推定の金額だと思いますが、4月、5月、5月末はもう集計されて金額は決まっておったんでしょうかどうでしょうかね。もう締め切ったんか、5月の水揚げを締め切って、これは確定した金額かどうか。もし締め切られてなかったら流動的な数字、金額になるんじゃないかと思えますし、このように金額を明記されとるんですが、先ほど来底引き網漁業が5月に終了します。4月、5月は先ほどの答弁ではそれ以外の漁業者は水揚げがないような説明も聞いておったんですけど、水揚げ手数料は全組合員一律であります。だから年間通して月末計算で、水揚げ高に対して6.5%手数料を天引きしとるんですよね。だから零細業者であろうと大型の沖合底引き網漁業者であろうと漁業者は一律6.5%ですんで、それに対して1%の補助するというのは民主的であって合理的だと思うんですけど、金額がこのように320万円の支援では組合員数を調べてみると正、準を合わせて360人以上はおられると思うんですけど、それ以下になっとるかも分かりませんが、300人として計算してみても1人当たり1万円ですわね、この支援が。だからそのようなことですので、個々に調べてみますと支援の事業がそんなに大きな支援ではない。だから漁業者が言われるのは、まず5月末で5月の状況をお聞きしましたら、大半の業者が水揚げ高は50%以下になってるとそういうふうに聞いておりました、底引き網漁業者とか沖合イカ釣りの漁業者は乗組員制度でありまして、乗組員は水揚げ高の歩合で船員給料が決まりますんで、50%の減収になるんですよね。給料が50%以下になります。

5月の状況を見ますと、50%以下の水揚げ高でしたら一船主が乗組員に支払う給料が最低賃金保障せんなん。その金額は1人当たり20万2,000円かぐらいな契約になっておりますんで500万円以下になれば、七、八百万円ぐらい上げないと20万2,000円の支払いできない。50%減ると、もうほとんど船主が身銭切って払わんなんという状況ですんで、だから支援としたらそういうところに目を移して、手数料の1%では1業者当たりは1万円ですので、だからせめて3月まででしたら四、五十万円の月給があったと思うんですよ。それが5月では20万2,000円になるということですので

半減以下になりますので、できたら商工事業者の町単独の10万円というような給付金制度、これはありがたい制度であって町民は喜んでおりますので、同じ新温泉町の町民でありながら農業者と漁業者はそこから対象になってない。だから漁業者でもいろんな漁業者の形があります。1隻持ってやる個人の漁業者と、沖合底引き網とか沖合イカ釣り業者で船員を雇って動かしたる船主経営の漁業とありますので、だから漁業者は支援資金は制度は経産省のほうで事業者に対するのはありますけど、乗組員に対してはないんですよね。国の10万円しかない。新温泉町からの給付金は一切ない。例えば、この業者支援で先ほども言いましたように漁業者1万円ですよ、町からの補助金は。給付金は。計算するとね。

○議長（中井 勝君） 宮本議員、もうちょっと簡潔に。

○議員（12番 宮本 泰男君） いや、これが重要なところですから簡潔です。それでそういうことですので、それに対して回答をどのように考えてこういう支援事業になったか。今後、次期の第二弾でも考えておるかどうか。それをお聞きます。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） まず最初に外国人実習生の人数の関係でございますが、全部で44名でございます。そのうち諸寄の宿舎には14人、現行の浜坂宿舎には30名が利用されているところでございます。今回はその浜坂宿舎を2か所に分離するというので、そちらのほうに14名。もともと使っておりました浜坂宿舎のほうは、30人の利用のところが16人になるという予定でございます。

工事につきましては、新たに整備する宿舎の部分とそれからもう一つ、浜坂宿舎の現行の宿舎のこれも建物の2階を利用してるんですが、そちらに上がるのに外付けの階段を利用してございまして、雨の日とかはぬれるという状況がございますので、今回の工事に併せて階段の屋根工事もその中に含まれているところでございます。ですので、工事といたしましては2か所分の工事ということになります。

諸寄の宿舎につきましては、今回は御要望がないところでございますので、現行6部屋14人で利用されてるところがそのまま6部屋14人の利用ということになります。

それから、販売手数料の積算根拠の関係でございますが、おっしゃられるとおり5月の販売高についてはまだ実績が出ておりませんので、4月の販売高1億6,322万8,000円の1%、これを2か月分、2倍して4月、5月ということで積算しているところでございますので、あくまで推定という数字になります。

それから、最後の漁業従事者に対する支援制度は全くないというところについてでございます。漁業者の支援といたしまして、漁獲高、売上高が半減した場合には国の持続化給付金制度ということがございますので、企業でありましたら200万円、個人でありましたら100万円というところがございます。そこからその対象にならない事業者をどういうふうにかバーしていくかということが重要なところだと思っております。今後の支援策につきましては、また本日国の第2次の支援策が発表されることとなって

おりますので、その状況を見ながら、また今後の販売の推移も見ながら考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 実は昨日も農業者に対する支援が極めてないというか、全くないということを農業団体の方から要望を受けました。そういうことで商工業者、観光業者、そういった方々にはあるのに何でないんだということで、確かにその辺のことが非常にできてないなということを感じております。

一方で、農業の中にも本当に兼業農家それから専業農家、そういった区分けが非常に難しいということもあって、考えあぐねているというのが実態であります。今後その辺の区分けをきっちりしてやっていきたいなど。今後の支援策を考えていきたいと思っております。

また、漁業者については個人的といいますか、船舶の保険、漁船保険の20%をさらに5%上乘せ、前回の議案で議決をいただいたわけですけど、極めて手薄だといいますか支援が少ないなということを感じております。今回1%の根拠、昨日、おとといの委員会でも御指摘を受けております。そういった中、何らかの支援が必要だと思っております。漁業の組合員さん、浜坂漁協、昨年から組合員数が減ったということで総会制から総代制、200戸を割っております、組合員の数が。そういった中、そういった漁業者の厳しい実態が出ておりますので、議員からいろんな御意見をいただいておりますので、そういった御意見を生かせるように今後の国の給付金がどれぐらい出るかちょっとまだはっきり出てないんですけど、そういったところも見ながら、また財政調整基金との兼ね合いも見ながら支援策を打ち出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 12番、宮本泰男君。

○議員（12番 宮本 泰男君） 課長の説明はよく分かりました。

今後の支援事業に対しては、町長の今の思いはよく分かりました。農業と漁業の第一次産業者に対しては、商工事業者との同じような金額を支援していただくべきだと、すべきだと私は思っておりますし、漁業者の実態は先ほども組合員数は減っておられるということですが、200人切ると総代制になるんですけど、正組合員のことであって、それ以外に準組合員が100人からおるんですよ。だから300人以上です。準組合員も漁業を営んでおりますので、その方々に対することを言えば総量で言ったら本当に町長も御承知のように本当に漁船保険の支援金とかそういうのを頂いて今回の対策の支援を合わせたって、ざっと計算したって二、三万円かなと思うんです。個人に全く行くのがね。それじゃ事業者がたまったもんじゃない。農業者もそう思っておられますので、漁業だけじゃなしに。その経営者は経産省の50%ダウンすれば経産省で200万円、100万円の……。

○議長（中井 勝君） 宮本議員、もうちょっと簡潔に質問をお願いします。

○議員（12番 宮本 泰男君） はい、簡潔です。それが私の簡潔ですから。そういうよう
うですので、それはそれで筋で町独自の単独事業の場合は町民全体はやっぱし公平性、
公正性をやるべきじゃないかと思imasので、第二弾の支援策をぜひやっていただきた
いと思imas。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 農業の方々、漁業の方々の経営実態をさらに確認させていた
だいて、支援策を打ち出していきたいと思imas。

○議長（中井 勝君） そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 総括的にお尋ねしたいと思imas。一つは、どうしてこ
の議案が11日の臨時会に提案できなかつたのかということ。それから、遡及して支給
するというような内容のものについては、6月議会でもよかつたのではないかという点
についてはどうお考えでしょうか。

それから、既に議論なされているんですが、例えばひとり親家庭なぜ2万円なのと。
あるいは水道料金や給食費などはなぜ4か月分の援助なのというような公共料金を援助
するという場合に、そもそも公共料金というのはどういうものだったのか。それを4か
月免除するということというのは、どういう背景、どういう根拠でそういうふうにする
というものなのかという説明がほとんどないんですね。先ほど少しあつたのは、よその
町がほぼそれ程度だったからというような答弁もあつたんですけどね。今日昼のニュー
スで、政府が第2次補正予算閣議決定をしたというニュースだったのかな。臨時交付金
も2兆円だと。そうすると、第1次補正の2倍の予算が各自治体に来ると想定できると
思imasですね。これから事業をする場合に、本当にしっかり腰を落ち着けて一体どこに
どんな事業を展開していくのかということを見据えないと、このコロナ対策というのは
本当に長期戦になるよと。経済も今よりもさらにこの先のほうがもっと大変だよと。4
割を超える労働者が非正規の雇用関係だよと。そういう状況の中で地方が苦しむのはこれ
からだというときに、どこにどんな施策を打つのか、緊急対策として施策を打つのかと
いうことを本当にしっかり見通して考え抜かないと、よその町がやってるからとかとい
うような単純な理由でやることではないのではないかと。緊急事態であるからこそ、本当
に落ち着いてしっかり考え通す。

そのためには、町長が先頭に立って町の中にしっかり入っておられるというのはよく
見受けます。しかし、町長や副町長の最も大事な仕事は500人を超える職員をいかに
動かすか、いかに統率するか。その中で必要な、町に今これが一番必要だよと。こうい
う根拠で必要だよという施策を打ち出していくということではないかなと思imasですが、ど
うも場当たりの過ぎないかというふうに見えるんです。だからもっとしっかり住民の要
求を聞くのは町長一人ではなくて、500人の職員を動かしてしっかり把握する。そし
て具体的な施策を打ち出すということが必要ではないかと思imasが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 町の運営を任されている立場としては、やはりまず目の前の町民の生活をどう把握するか。これは町長の最大の仕事だと思っております。長期運営という展望は間違いないんですけど、その町の長期運営は実は国の流れで制度の変更によって大きく変わります。そういった交付金の動きによって、町の動きも大きく変わります。それからいろいろなコロナであるとか災害であるとか、そういったものによって大きく変わるわけですね。長期的展望と言われるわけですけど、それは間違いないことです。しかし、常に変化をしている。ですから長期展望と同時に目の前の事態にどう対応するか。そういったことも常に念頭に置いてやはり現場を見る。つまり住民の生活実態を町長自らが知っておく。これを役場職員500人に状況を知っていただいて、そして知恵を働かせていただいて動いていただく。そういうのがトップの役割だと、私なりにそう思っております。町長が町長室にじっとしておるようでは、町、人は動かない。町の声も入ってこない。そこは考え方をぜひそういうことだということ、御認識をしていただきたいと思えます。

ですからいろんな施策、場当たりのと言われるわけですけど、場当たりのにならざるを得ない場合は当然あるわけです。国が大きく変わる、コロナが出る、どうしてもその場で処理する。そういうことは当然です。それを場当たりのと言われるのか。ちょっと見方は違うと思うんですけど、必然的な結果である。

それから、5月11日の臨時会後に漁協さんや観光業者の方、それから商工業者の方も含めていろんな要望を聞いております。そういった要望を少しでも早く支援策としてお届けしたい。これは当然だと。私は、小刻みにやって悪いことは何もない。逆に言えばちゃんと町民の声を聞いて施策として打ち出していけるということで、よりスピーディーな、議会からもスピーディースピーディーというもうこれは重々御指摘を受けておりますので、そういう視点で対応させていただくとということでもあります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 御質問の中で、公共料金等なぜ4か月かということがありました。このコロナの危機については目に見えない甚大災害、災害的な要素もあるということで、国全体として終息の一定感染者が減ってきたという状況を見る中で即効性のある、まずこの今の時期に即効性のある、すぐに効果の上がるものということでの公共料金の減免ということがその4か月ということでもあります。ただ、これが第二波とかいうことになってくれば、またその段階で変わってくるのではないかと思います。

町の実態把握ということで、町長は非常に町の中を歩いたり、また電話等で確認をしておりますし、また職員につきましては今度管理職会の中で町の観光業の実態、あるいは次のポストコロナを考えていくというふうな管理職の研修会をする中で、危機感またスピード感、連帯感を図って、町長をトップにして職員としてもそういった実態把握に

努めるということで予定をしているところでございます。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） スピーディーにというのは私も理解しますよ。3月議会で私は一般質問で町内の実態、商工業者の営業実態も、そして町民の生活実態も正確に把握して打つべき手を打ってくださいということを3月議会の冒頭の一般質問で質問したところですから、スピーディーに対応するというのは私は当然のことだと思っています。

例えば今回、ひとり親家庭特別給付金ということで2万円給付する。じゃこの2万円の根拠はどういう生活状況、生活実態を把握して2万円という数字を出したのか。水道料金を4か月基本料金を免除する。その根拠は何なのか。どういう生活実態を把握して、こういう生活実態だから4か月取りあえず免除するんだ、給食費を免除するんだ。そういうものが示されなかったら、本当に状況を把握してこの補正予算なんだ、急ぐ補正予算なんだと言えないんじゃないですか。そこのところがどの議案も不明確ですよ。私が所管する総務関連の議案も不明確ですよ。先ほどから議論になってますけど。やっぱり実態を正確に把握するということができるていない。

教育長は、子供たちのアンケート調査をしたんだということをおっしゃった。あわせて、保護者のアンケート調査も必要じゃないですか。どういう経済状況になっているのか、子供たちが家庭でどんな生活をしているのか、そういうことも保護者からきちっと把握をして、これからの対応策が必要じゃないですか。実態を全く報告されてませんよ。その点はどうですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） ひとり親家庭の約5割が生活困窮者であるというのは、国のデータで示されております。こういった中、具体的にそれを当たって、あんたは困るとるか、あんたは困るとるか。こういった実態調査はできるはずはありません。そこはやはり何とか力になりたいというのが我々のスタンスです。ぜひそれは議員も含めて実態調査、そこまで言われるんだったら一人一人の議員もやっていただいて調べて、じゃこうじゃないかという提案もしていただきたい。ただ当局を責める一方では、町の課題は解決しないと思います。ぜひこういう実態があるからこうされてはどうですかとぜひ提言をして、共に議会も当局も一緒に町の住民の生活を支援する。そういった視点でやっていきたいな。そんなふうに思っております。

根拠というのは、やはり他町がやっているという一つのそういう資料は根拠の一つだと思っております。ぜひ町が県下でも非常に厳しい所得の実態があるということを考えても、私はそこまで実態を全部調べというのはちょっと非常に行政の実態調査の中でできる部分とできない部分がある。ある程度そこは町のそういう平均所得を考える中、思いを寄せるというそういう考えが必要だと私は思います。

○議長（中井 勝君） 町長に注意を申し上げます。議員も調べというような発言は不

適切ですよ。

- 町長（西村 銀三君） 調べというちょっと言い過ぎたと思いますけど、御提言をいただけたらありがたいな、そういう思いであります。
- 議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。
- 議員（14番 谷口 功君） 補正予算の議論をしています。提案されているその根拠を聞いているんですよ。課長からは、明確な説明資料が不十分だということを私は指摘をして、そして今質疑をしているんですよ。その一般論をやっているんじゃないですよ。なおかつ、低所得層の人たちに対する生活実態をどうすれば把握できるか職員の皆さん知ってますから、職員の皆さんに聞いてください、町長。こんな議論を議場でするとは思いませんでしたけど、議長の注意はそのことではなくて、むしろ的確な答弁をするようにという指摘こそしてもらいたいと思うんですね。本当にこの提出されている資料でこの補正予算の説明になっているのかということをお聞きしたい。
- 議長（中井 勝君） 谷口議員、できたら個々にちょっと質疑をしていただいて。全部って……。
- 議員（14番 谷口 功君） 違いますよ、だから先ほど言ったでしょ。なぜ2万円なのか。なぜ水道料金、給食費は4か月なのか。こういう根拠で4か月にしたんだということがなかったら、もうつかみ金ですよという説明にしかないじゃないですか。いいんですか、それで。
- 議長（中井 勝君） じゃその根拠の説明、回答を町長から。2万円の根拠。
中田健康福祉課長。
- 健康福祉課長（中田 剛志君） ひとり親家庭等の特別給付金の関係でありますけども、先ほど言いましたように県内でこの支援策をやっているところが14市町あります。但馬においては、養父市が1人当たり2万円、香美町も1人当たり2万円ということや赤穂市も1人当たり2万円ということで、豊岡市においては1世帯当たり3万円ということで、子供の数が増えたら逆転することもありということ、金額が幾らだったら妥当だというものもなかなか難しいと思いますけども、2万円というのが多い中で2万円を出したということでもあります。
- 議長（中井 勝君） 西村副町長。
- 副町長（西村 徹君） このコロナの危機と災害を比較しますと、災害というのは例えば家や店舗が破壊されてかなりの長期にわたってその復旧にハード面、その辺の時間や日数がかかるということと、今回のコロナの場合は終息が図られていく兆しが見えれば、社会経済活動を再開する中で比較的短期にそれが災害とは違って回復できるという判断の中で即効性がある。それである程度短期、4か月なりその2万円というのはそういった意味合いでの金額なり期間であると理解をしております。
- 議長（中井 勝君） あと4か月の根拠だけど、谷口議員、4か月の分については上下水道課の分ですよ、次の補正ですよ。（発言する者あり）繰り出し、そっちが根

拠。

じゃ小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 4か月というのは水道の基本料の減額期間ということ
でございますけども、今、副町長が申しましたように今の時期の経済対策、今困ってお
られる現状を鑑みてこれからそういった経済活動の再開というような期間を設けて、4
か月というふうに理解をしております。以上です。

○議員（14番 谷口 功君） 一般論だったら、そんな答え要らんよ。もうええよ。も
ったいないわ、時間が。よその町がどれだけしてるかというのも知ってるよ。

○議長（中井 勝君） 補足があれば、上下水道課長。

奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 先ほど来から4か月の根拠ということで御質問をいた
だいています件について、回答になるかどうか分かりませんが、全額減免ということ
も検討してきた経緯ということもあるわけなんですけど、県下の近隣の状況を加味した
といったところが大きい部分のウエートでございます。基本料金の減免措置をさせてい
ただくに当たりまして、県下の状況御存じだとは思いますが、県営水道につきましては
県下25市町が県の企業庁より自己水源とは別に上水道の原水供給を受けている状況が
ございます。原水購入料金の3か月分を免除する措置があるといったことで、各市町対
応がまちまちの状況は御存じのとおりでございます。

但馬管内につきましても、養父市につきましては5か月の減免、それから朝来市につ
きましては3か月の減免、それから香美町につきましては基本料金の4か月といった線
が出されております。そういった近隣の状況を加味して協議する中で、現在4か月とい
ったことで協議の結果4か月とさせていただいた状況でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは質疑を終結します。

それでは、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

日程第5 議案第45号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第45号、令和2年度新温泉町水道事業会計補
正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町水道事業会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、上下水道課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） それでは、令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

御説明をさせていただく前に、民生教育常任委員会に提出をさせていただきました追加資料等を御覧ください。補正予算の内訳をお示しをさせていただいたものでございます。

収入の部で、1、水道使用料は7月から10月請求分、4か月分の基本料金の減免分として水道事業1、2,347万2,000円の減、水道事業2、2,738万円の減、国県の公共料金は除いております。合計で5,085万2,000円の減額をお願いするものです。使用料の内訳は、口径により基本料金が違いますので、口径別件数により算出をいたしております。口径につきましては、13ミリから75ミリまで掲載をしております。

水道事業1、月計2,771件、586万8,000円の4か月分です。水道事業2、月計3,092件、684万5,000円の4か月分の内訳であります。

2としまして、他会計補助金は一般会計からの経営補助金として水道事業1、2,347万2,000円は基本料金分でございます。165万円は委託料分、小計2,512万2,000円。水道事業2、2,738万円、基本料金分です。合計5,250万2,000円の増額をお願いするものです。

支出で1、委託料は水道使用料の基本料金を減免するのに必要な料金システム改修業務であります。水道事業1、165万円の増額をお願いするものです。

それでは、水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。予算書の3ページ、補正予算説明書をお開きください。

3ページ、収入の部。1款1項1目給水収益について、2,347万2,000円減額をお願いするものです。1節水道使用料の内訳は、先ほど追加資料の説明をさせていただいたとおり基本料金分の減免分でございます。

1款2項2目他会計補助金について、2,512万2,000円増額をお願いするものです。1節補助金の内訳は、先ほど追加資料で説明させていただいたとおり一般会計からの経営の補助金でございます。

2款1項1目給水収益について、2,738万円減額をお願いするものです。1節水道使用料の内訳は、1款水道事業1、収益と同じで基本料金減免分でございます。

2款2項2目他会計補助金について、2,738万円増額をお願いするものです。1節補助金の内訳は、1款水道料金1、収益と同じで一般会計からの経営補助金です。

支出の部。1款1項4目総係費について、165万円増額をお願いするものです。15節委託料の内訳は、先ほど追加資料で説明をさせていただいたとおり料金システムの改修業務でございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） 上下水道課長に申し上げておきます。委員会資料で説明はやめてください。ちゃんと審議資料で添付するように、これからは。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 分かりました。

○議長（中井 勝君） もし委員会資料がなくて理解ができなかった方は配付しますけど、よろしいですか。（発言する者あり）ないようですね。

では、質疑をお願いします。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 大変基本料金、私が思う中では例えばお店なんかお客さんが来なければ水道料金は当然超過料金なんかはないわけですし、ただし基本料金はお客が来ようが来まいがこれはかかるもんですから、そういう部分ではいい見方だなという思いを持っております。

ただ、行政がするという事になってくると、いろんな手続があると思うんです。ですからこの基本料金4か月間減免するというそういう規定、給水条例の34条ということを書いてあるわけですが、34条は単なる減免ということができるということであって、その基本料金4か月免除するという事までうたっていない。だからそういうことをする場合は規則なりで定める。期限付で定めるとか、そういうふうな手続が必要だとは思っている。だからその辺の、委員会の中ではそういうことはなかったってちょっと聞いたんだけど、当然要るもんじゃないかなと、行政手続としてね。その辺の見解を求めていきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 確かに議員おっしゃるとおり、まず制度をさせていただくまでに規定の協議もさせていただきました。その段階では減免規定を使って早急な対応が必要になるという中で、町長の特認事項を使ってやろうといったところの協議で終わってきておりました。ただし議員の指摘もあり、現在要綱の制定に向けて調整中でございます。また後日、報告等はさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） ちょっと答弁が聞こえなかったんだけど、後日規則なりを出すということですか。

それと、この件は条例、要綱、規則、法制審査会なりそういう中で一定の方針がなされても僕はいいとは思っているけど、その辺の議論はされたんでしょうか、副町長。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 御指摘のように、34条におきましては申請書を提出してそ

れを決定していくということで定められておきまして、審査会の中におきまして、また今課長が答弁しましたように何月から何月までという期限、これがまず一つ。それから申請、これ全ての家庭から申請書を受けてということは適当でないと思っておりますので、申請書は不要とする。それらについて規定を定めて、今、課長が申し上げたように速やかに対応したいと考えております。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） いや、速やかにしてくれるのはいいんだけど、ここの今日ちょっと隣の議員から何かほかに出てなかったかと言ったら、当日追加で出ましたということにして、この部分のその減免手続は不要としますって一番下に書いてあるんです。減免手続は不要だということを規則で書いたの、期間限定の。そういう規則を定めるべきと違うかなと思うんだけど、またそういう部分では詳しいポジションにある人だし、行政がするときってそんなもん違うかなと。それは難しいことでないでな。当然規則、要綱ですからね。要は執行側が必要があって定めて、これをつくりましたって当然セットで出てくるものじゃないかな。だから委員会の中でももっと議論されたらよかったと僕は思うんだけど、何か急ぐのは分かるけど、でもこれぐらいだったらすぐにもできると思う。いかがでしょうかということ。

それから、ごめんなさい、数字の部分で1つ確認しますが、水道事業1のほうは使用料と他会計補助金が違うんですね。水道事業2のほうは同額なんですね。この水道事業1の他会計補助金が多いというのは何か意味があるのかな。3回目になりますから聞いておきます。

メインは最初の答弁のほうをもう少ししっかりといただきたいと思うんです。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 規定を定めてすべきということは御指摘のとおりでございます。その規定の中身につきましてはその4か月分という対象期間を定める。それから、申請書については提出することを要しない。これらを定めた規定を定めるべきところでございましたが、それが委員会までに間に合っていないということで大変申し訳ございませんが、速やかに制定をさせていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 経営補助金の内訳でございますが、水道使用料の2,347万2,000円プラス支出の委託料の165万円を足した金額が2,512万2,000円でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（11番 中村 茂君） 質問じゃなくて、じゃ規則をつくるということですね。

○議長（中井 勝君） 提出するでいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） その165万円のシステム改修費のことですが、これ水

道事業1ということですが、2も含めて全体のシステム改修ということで理解しているんですが、これまた4か月後に元に戻るわけですね、請求。そういうのも合わせた金額ということなのか、ちょっとまずお聞きします。

それと、町のいろんな予算でシステム改修料というのがすごい補正予算ちょっとしたらいろいろなところにかかってくるんですけど、今後もこの水道のことについてもコロナとかいろんな問題があってまた変えたりしないといけないということが出てくると思うんですが、もうちょっと役場のほうで対応できるシステムにできないのか。その辺をちょっと業者と相談して、役場の職員の方が入力したらできるような形にならないのか。その辺りいかがでしょう。

それと、あと減免にならない機関ということで、この間の委員会のときちょっと傍聴してたんですが、公共機関という感じでちょっと聞いてたんですが、今日よく聞いたら国県という国や県の施設ということで、そうすると町内にある例えば公営の入浴施設がありますね。それで指定管理されてるところっていうのがありますよね。例えばゆーらく館とか薬師湯とかそれからリフレッシュ館とか、そういったものの水道代というのもこの減免の対象になるのかならないのかお尋ねします。以上です。

○議長（中井 勝君） 奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） まず、最初の御質問の委託料の中身でございますが、システムの改修の内容につきましては下水道の事業、それから温泉配湯事業を除く基本料の減免区分の設定をまずする中身でございます。

2番目としまして、減額対象者を個人、事業者とするための仕組みの追加。この中には国、県、公共機関は対象外とする、除くシステムをつくる必要がございます。

あと、3番目に減免期間4か月分に対応するための減免区分の設定の解除、先ほど委員言われたようにその後のアフターケアといいますか、それが必要になりますので、その部分も含めたシステム改修ということで、技術的対応が必要になるということで職員への対応というのは難しいといった状況がございますし、新たにこれに一回のシステム改修時にそういったシステムの改修を検討していかないと、今すぐに改善ということにはなりにくいというのがありますので、検討課題の一つとっております。

それと国県の公共機関の対象ということでございますが、国と県立の施設ということになりますので、リフレッシュ等町が指定管理している事業は除くということになりますので、国県の公共機関が対象外といったことになります。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） では、先ほど言った3つの入浴施設は減免の対象になるということですね。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは質疑を打ち切ります。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て議いたしました。

これをもって本臨時会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、これをもって閉会することに決定しました。

第101回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は、臨時会が招集されましたところ御参集を賜り、町長から提案のありました補正予算案に対し御審議をいただきました。議員各位には適切妥当な結果をいただき、厚くお礼を申し上げます。

議会といたしましては、今後も住民の福祉向上のためできる限り取組を行ってまいります。本会議の中にありました町長にはスピードに加えて十分な準備の上、公正かつ適切で効果ある施策を実行いただくよう要請するものであります。

間もなく6月定例会が開催されることとなりますが、議員各位並びに執行部の皆様にはくれぐれも御自愛の上、町行政の積極的な推進に御尽力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

○町長（西村 銀三君） 第101回新温泉町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました案件の御同意を賜り厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら町政運営を行ってまいりたいと存じますので、一層の御支援、御協力を心よりお願いを申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって会議を閉じます。

これをもって第101回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時56分閉会